

公開空地の利用の取扱い

(目的)

第1条 この取扱いは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第59条の2に定める空地（以下「公開空地」という。）の利用に関し必要な事項を定めることにより、公開空地の有効利用を促進するとともに、公開空地が適正に維持管理されるよう指導することを目的とする。

(協議の申入書の提出)

第2条 市長は、広島市総合設計制度許可取扱要綱第21条第1項に規定する公開空地の維持管理責任者（以下「維持管理責任者」という。）が当該公開空地を自ら利用し又は第三者に利用させようとする場合は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ別記様式第1号により協議の申入書を提出させるものとする。

- (1) 公開空地の維持管理に係る軽微な作業（清掃作業、植栽の剪定作業など）
- (2) 公開空地の利用の補助として考えられる軽微な物の設置（簡易な植栽ポット、ゴミ箱、灰皿など）
- 2 市長は、維持管理責任者が前項の規定により協議を申し入れた公開空地の利用期間終了後、継続して当該公開空地を自ら利用し又は第三者に利用させようとする場合は、同項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ別記様式第1号により協議の申入書を提出させるものとする。
- 3 維持管理責任者は、前2項の協議の申入書を市長に提出するに当たり、当該公開空地の利用に際し、必要とされる関係機関との事前協議（防火・安全性など）を終了していることとする。

(協議結果の通知)

第3条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による協議の内容が次の各号のいずれかに適合する場合は、別記様式第2号によりその旨を通知し、協議内容に基づく利用を認めるものとし、次の各号のいずれにも適合しない場合は、別記様式第3号によりその旨を通知し、協議内容に基づく利用を認めないものとする。

- (1) 良好なまちづくりに寄与するものなど、公開空地の有効利用を促進するものとして市長が認める専用的利用
- (2) やむを得ないものとして市長が認める一時的な占用利用

(公開空地の有効利用を促進するものとして市長が認める専用的利用)

第4条 第2条第1項及び第2項の規定による協議の内容が前条第1号に適合する場合とは、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合する場合とする。

- (1) 次のいずれかに適合する良好なまちづくりに寄与するものであること。
 - ア にぎわいの創出や活性化に寄与するもの（まちづくりに資するイベントなど）
 - イ 地域の振興に寄与するもの（地域のまつりなど）
 - ウ 憩いや安らぎを与えるもの（オープンカフェなど）
 - エ 公共公益性のあるもの（観光案内所、商店街案内所など）
- (2) 次のいずれにも適合する市街地環境を害しないものであること。
 - ア 騒音などで周囲に悪影響を及ぼさないこと。
 - イ 周囲の景観に配慮したものであること。
 - ウ 公共の福祉に反しないものであること。

- (3) 次のいずれにも適合する歩行者等の自由な通行や利用を阻害しないものであること。
- ア 利用部分に、日常自由に通行し、又は利用できる旨を表示すること。
 - イ 日常自由に通行できる通路幅を確保すること。
 - ウ 常設的な工作物等の設置をしないこと。工作物等を設置する場合は、直ちに移動できる構造のものとすること（商業施設部分については、車輪付など、随時移動できる構造とすること。）。
 - エ 有料施設ではないこと（無料での自由な利用及び通行を阻害しない構造・雰囲気であること。）。
 - オ 駐車場、駐輪場、車路等として利用しないこと。
- (4) 利用期間は、必要最低限とし原則１年以内とすること。
- (5) 第２条第２項の規定により利用の継続を申し入れる場合は、適切な維持管理がなされていることが別記様式第４号により確認できること。

（やむを得ないものと認められる一時的な占用利用）

第５条 第２条第１項及び第２項の規定による協議の内容が第３条第２号に適合する場合とは、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合し、必要最低限の期間と認められる場合とする。

- (1) 建築物及び公開空地の維持補修等に関する利用であること（工事機材及び資材の仮置き、工事車両の駐車など）。
- (2) 公共公益性のある利用であること（献血車両の駐車、災害時のボランティアセンターなど）。

（原状復旧）

第６条 市長は、第３条の規定により認めた公開空地の利用が終了したときは、維持管理責任者に対し、速やかに当該公開空地を原状に復し、別記様式第４号により報告を求めるものとする。

（報告）

第７条 市長は、第３条の規定により認めた内容に反すると認められる利用があった場合又は公開空地の不適切な利用を確認した場合は、当該維持管理責任者に対し、報告を求めることとする。

（是正指導）

第８条 前条に規定する報告の内容により、この取扱いに違反する行為が認められた場合、市長は、維持管理責任者に対し、是正指導を行うこととする。

（その他）

第９条 この取扱いに定めるもののほか、公開空地の利用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- １ この取扱いは、平成１９年４月１日から施行する。
- ２ 公開空地の専用利用の取り扱い（試行）は、廃止する。

附 則

この取扱いは、令和元年１０月１１日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和３年４月１６日から施行する。

公開空地の利用協議申入書

年 月 日

(あて先)

広島市長

公開空地維持管理責任者

住所

氏名

電話

総合設計制度に基づき昭和・平成・令和 年 月 日付け第 号で許可を受けた建築物に係る公開空地の一部を利用したいので、下記のとおり関係図書を添えて申し入れます。

なお、利用終了後又は利用期間終了後は、すみやかに原状復旧した後報告します。

建築物の名称			
建築物の所在地			
利用者			
利用内容 (趣旨・概要を記入) (詳細な内容、配置図、計画図などは、別紙として提出してください。)			
利用期間	年 月 日～ 年 月 日		
公開空地実面積	m ²	有効公開空地面積	m ²
利用実面積	m ²	公開空地実面積に対する割合	%
利用の理由 (取扱いのどの内容に該当するかを分かりやすく説明してください。別紙としていただいても構いません。)			

(広島市記入欄)

受付	起案	決裁		協議番号	
	年 月 日	年 月 日		第 号	
	係	課長補佐	課長補佐	課長	

(注) 公開空地の利用協議申入書は、正副 2 部提出してください。

公開空地維持管理責任者
氏名 様

広島市長 印

適 合 通 知 書

年 月 日に下記の内容で申し入れされた公開空地の利用について、公開空地の利用の取扱いに定める利用内容に適合していることを通知します。

記

建築物の名称			
建築物の所在地			
利 用 者			
利 用 内 容 (趣旨・概要を記入) (詳細な内容、配置図、計画図などは、別紙)			
利 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
公開空地実面積	m ²	有効公開空地面積	m ²
利 用 実 面 積	m ²	公開空地実面積に対する割合	%
利 用 の 理 由			

(注) この適合通知書を、利用期間中、利用している公開空地部分で見える場所に掲示してください。

公開空地維持管理責任者
氏名 様

広島市長 印

不 適 合 通 知 書

年 月 日に下記の内容で申し入れされた公開空地の利用について、公開空地の利用の取扱いに定める利用内容に不適合であることを通知します。

不適合の理由

記

建築物の名称			
建築物の所在地			
利 用 者			
利 用 内 容 (趣旨・概要を記入) (詳細な内容、配置図、計画図などは、別紙)			
利 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
公開空地実面積	m ²	有効公開空地面積	m ²
利 用 実 面 積	m ²	公開空地実面積に対する割合	%
利 用 の 理 由			

維持管理状況報告書

年 月 日

(あて先)

広島市長

公開空地維持管理責任者

住所

氏名

電話

総合設計制度に基づき昭和・平成・令和 年 月 日付け第 号で許可を受けた建築物に係る公開空地の維持管理状況を報告します。

建築物の名称	
建築物の所在地	
利用者	
利用期間	年 月 日～ 年 月 日
利用内容 (趣旨・概要を記入) (詳細な内容、配置図、計画図などは、別紙として提出してください。)	
維持管理状況概要 (詳細な内容、配置図、写真など、状況の分かるものを別紙として併せて提出してください。)	

(広島市記入欄)

受付	起案 年 月 日	決裁 年 月 日		協議番号 第 号	
	係	課長補佐	課長補佐	課長	

(注) 維持管理状況報告書は、正副2部提出してください。